

第58回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和元年9月19日 開会

伊方町議会

第58回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和元年 9月19日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	9月19日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 竹内 一則
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 町 民 課 長 菊池 暁彦 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 建 設 課 長 寺谷 哲也 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 上 下 水 道 課 長 谷口 誠 産 業 課 長 田中 洋介 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 兵 頭 達 也 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起 瀬 戸 支 所 長 大 森 貴 浩 三 崎 支 所 長 大 野 信 幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加
町長提出議案の項目	報告第3号 平成30年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第4号 平成30年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第50号 伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について 議案第51号 伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について 議案第52号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について 議案第53号 伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について 議案第54号 伊方町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第55号 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第56号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について 議案第57号 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため

	<p>の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について</p> <p>議案第 58 号 伊方町地域巡回バスの運行に関する条例制定について</p> <p>議案第 59 号 伊方町いじめの防止に関する条例制定について</p> <p>議案第 60 号 伊方町森林環境譲与税基金条例制定について</p> <p>議案第 61 号 平成 30 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 62 号 平成 30 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 63 号 平成 30 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 64 号 平成 30 年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 65 号 平成 30 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 66 号 平成 30 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 67 号 平成 30 年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 68 号 平成 30 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 69 号 平成 30 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 70 号 平成 30 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 71 号 平成 30 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 72 号 平成 30 年度伊方町水道事業会計決算認定について</p>
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)
	15 番 高岸 助利議員
	1 番 高月 芳人議員

# 伊方町議会第58回定例会議事日程

令和元年 9月19日(木)  
午前10時00分 開議

## 1 開会宣告

## 1 町長招集挨拶

## 1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 平成30年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について  
(報告第3号)
- 〃 第 6 平成30年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について  
(報告第4号)
- 〃 第 7 伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第50号)
- 〃 第 8 伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第51号)
- 〃 第 9 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について (議案第52号)
- 〃 第10 伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について (議案第53号)
- 〃 第11 伊方町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第54号)
- 〃 第12 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について (議案第55号)
- 〃 第13 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について  
(議案第56号)
- 〃 第14 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について  
(議案第57号)

- 日程 第15 伊方町地域巡回バスの運行に関する条例制定について (議案第58号)
- 〃 第16 伊方町いじめの防止に関する条例制定について (議案第59号)
- 〃 第17 伊方町森林環境譲与税基金条例制定について (議案第60号)
- 〃 第18 平成30年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について (議案第61号)
- 〃 第19 平成30年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第62号)
- 〃 第20 平成30年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第63号)
- 〃 第21 平成30年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第64号)
- 〃 第22 平成30年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第65号)
- 〃 第23 平成30年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第66号)
- 〃 第24 平成30年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第67号)
- 〃 第25 平成30年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第68号)
- 〃 第26 平成30年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第69号)
- 〃 第27 平成30年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて (議案第70号)
- 〃 第28 平成30年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第71号)
- 〃 第29 平成30年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第72号)

## 1 散会宣告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。先般9月7、8日に掛けまして、台風15号による千葉県を中心とした関東方面の方に甚大な被害をもたらしております。停電、家屋の被害、非常に不便な生活をやっていることだと思っております。心からお見舞い申し上げたいと思います。その異常気象の中、我々この伊方においてもいつどういふことがあるか分かりません。常に皆さんも肝に銘じておいて欲しいと思います。

これより伊方町議会第58回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。

本日ここに、伊方町議会第58回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、全員のご出席を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年7月に西日本を中心に発生をいたしました「平成30年7月豪雨」から、1年余りが経過をいたしました。

様々な災害からの教訓としまして、国におきましては「避難勧告等に関するガイドライン」を改定をし、町が発令をする避難情報と気象庁が発表する防災・気象情報を5段階の「警戒レベル」でお知らせをすることとなりました。

これを基に町民の皆様には、警戒レベルに応じた避難行動を心掛けるよう周知をいたしたところでございます。

また、冒頭の議長のご挨拶にもございましたように、先週の初めに関東を直撃した台風15号は、過去最大級の暴風や豪雨となり、首都機能が停止し、大規模で長時間に亘る停電、更に農業被害も多発するなど甚大な被害が発生をいたしました。

改めて、被災をされました皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りをいたします。

本町におきましては、8月の初旬から中旬にかけて台風8・9・10号が立て続けに接近し、襲来もいたしましたが、幸いにも大事には至らない状況でございました。

この台風接近の際には町指定避難所及び各自主防災会主体での自主避難所の早目の開設をいたしました。

結果的には大きな被害は無く大事に至りませんでした。今後におきましても「空振り」

を恐れず、警戒レベルが高くなると想定される場合には早目の開設準備を進めまして、町民の安心安全に応えるよう努めてまいりたいと存じます。

さて、私は町長就任から、丸3年になろうとしておりますが、本年度からの新たな取り組みとして「町政懇談会の開催」を行っております。

過去には、地域に出向きまして、各地域ごとの懇談会を行ってございましたが、今年度は新たに「町政懇談会・町長と語ろう」と題しまして、町内各種団体を対象者とした懇談会を年末までに月1回の割合で実施を予定をいたしております。

この懇談会は5月の「地域おこし協力隊員」から始めまして、6月には「建設・建築・水道事業者団体」、7月は「農林水産団体」、先月8月には「三崎高校生」との懇談会を実施をいたしました。

今後につきましては「女性団体連絡会」、「商工観光団体」、「福祉・保健団体」及び「まちづくりグループ」などとの懇談を行いたいと考えております。

各種団体からの率直なご意見及びご要望などを今後の町政全般に亘りまして生かしていくように努めてまいります。

次に、伊方発電所についてでございます。伊方3号機につきましては、現在のところ大きなトラブルは無く、安全運転が継続をされております。

ただし、報道等でご存じのとおり、いくつかの通報連絡事象が発生をいたしました。これらについては、通常以外のいかなる事象も通報連絡の対象とする、いわゆる「いかた方式」の遵守により適切な情報連携がなされており、通報を受けた後の町の対応につきましても、関係職員への迅速な情報連携及び職員による現地調査、そして住民広報等を実施しているところでございます。

また、私自身、少しでも懸念に思った事項につきましては、直接、四国電力からの十分な説明を求め、必要な場合には、その都度、指導、要請等を行っております。

今回一連の通報を受け、より精度の高い情報連携のために、効果的な映像の活用方法の検討を申し入れをしたところでございます。

いずれにしましても、伊方発電所につきましては、これまでと同様、安全性の確保を最優先に、日常の安全管理と情報公開に努めるなど、不断の取り組みを行うよう四国電力に求めてまいりますので、議員各位には、引き続きご協力、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、

- ・報告事項、2件
- ・条例改正及び制定に関する議案、11件
- ・平成30年度一般会計及び特別会計の決算の認定、12件
- ・令和元年度一般会計及び特別会計補正予算が、9件
- ・工事請負契約の変更締結に関する議案が、1件

・財産の取得に関する議案、1件でございます。  
いずれも、町政を進めるうえで非常に重要な案件でございます。  
会期中ご審議のうえ、適切にご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（竹内一則） 「議事日程報告」を行います。

本日の議事日程はお手許に配布してあるとおりであります。それにしがいまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、15番 高岸助利議員、1番 高月芳人議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（竹内一則） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの9日間としたいと思っております。これに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、9日間と決定いたしました。

### 諸般の報告

○議長（竹内一則） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。以上で、諸般の報告を終わります。

### 一般質問

○議長（竹内一則） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、木嶋英幸議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。始めに末光勝幸議員、一般質問大綱1をお願いします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 先の国会でも老後の資金が2,000万円必要ということが問題になりました。団塊の世代が一世に高齢化する今、老後の生活が不安だという町民も多いと思います。伊方町の受け皿は大丈夫かという観点から質問をさせていただきます。

大綱1、地域密着型グループホームの募集について伺います。

地域密着型グループホームの募集で、1回目の応募の業者が、地元の理解を得ず頓挫した件は、本来、地元の同意を事前に取り付けていることが条件であったはずですが。

さらに6月の再募集でも応募者がなかったということですが、その後の新聞報道でも「地域密着型ままならず」という見出しで、入所待ちが88人にも上ることが報じられました。また、136人の方々が町外の施設に入所しており、町民の約16.7人に一人が要介護認定を受けた認知症高齢者というのが現実であります。

伊方町は65歳以上の高齢化率が46.17%で、県内で2番目に高い町となっています。町民は介護に関するサービスを強く望んでおり、その町民のニーズに迅速に答えていくことは行政としての責務であり最優先されなければならない政策課題だと考えますのでお尋ねをいたします。

1、町は「民設民営」という趣旨で公募していますが、現状を見渡すと、県内の介護施設ではほとんどが赤字体質であると聞きます。

「民設民営」といったことで、大切な介護保険の地域密着型サービスを進めるということは、行政の責任逃れだと言われても仕方がない現状だと思いますが、町長としてどのような認識を持っているか伺います。

2、建設工事などは、設計に基づき、細かくその予定価額を積算して入札しています。伊方町でも、つわぶき荘があり、町として地域密着型グループホームを2ユニットで建設し、その運営にあたってどの程度の費用がかかり、どのような収支になるのか、試算は可能だと思いますが、そのような試算をされてからの公募なのか伺います。

3、現在、地域密着型グループホームの再々募集を検討しているとのことですが、3回目の公募でも応募がなかった場合、町としてどのような対応をしていくつもりか。「応募がありませんでした」では、余りにも無責任だという町民の批判が予想されますが、その責任についてどのように考えているか伺います。

以上、大綱1地域密着型グループホームの募集についてお伺いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「地域密着型グループホームの募集について」のご質問にお答えをいたします。

まず、町の現状等についてご説明をさせていただきます。議員ご指摘のように、伊方町の人口は、平成31年4月1日現在 9,265人、65歳以上の高齢者は4,278人で、高齢化率は46.17%と県下で2番目に高くなっているところでございます。

また、認知症の方の認定状況を見てみますと、認知症高齢者自立度Ⅱ以上の方が549人と昨年対比で8人の増加となっており、毎年増加をしている状況でございます。

町内施設待機者の状況を見てみますと、3施設の待機者が実人数で88人、うち在宅での待機者が43人という状況でございます。

このような中、町では、平成30年3月に策定をした「第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」におきまして、伊方地域において、令和2年度末までに、地域密着型グループホーム2ユニット18床の施設を整備する計画としております。

これに基づき「民設民営」で平成30年8月に公募をかけ、候補者を決定し地元協議を続けておりましたが、残念ながら協議が整わず、内定辞退となり、そこで再度、平成31年4月に公募をかけましたが、応募なしの結果となっているところでございます。

それでは1点目の「民設民営」での事業実施は、行政の責任逃れでは」とのご指摘についてでございます。平成12年度に介護保険法が施行されましたが、施行以前の制度では、特別養護老人ホーム、ホームヘルプサービス、デイサービス等を利用する場合は、行政の窓口を利用申請し、行政が直接あるいは委託により、各サービスを提供するのが基本でございました。

このため、施設の整備・運営にあたっては「公設公営」、「公設民営」が主でありましたが、介護保険法施行後においては、利用者が自らサービスの種類や事業者を選んで利用できるようになりました。

このように民間企業、農協、NPOなど、多様な事業者によるサービスの提供が行われるよう、施設の整備、運用にあたっては「民設民営」への移行が進められてきたところでございます。

県下の情勢を見ましても、第7期介護保険事業計画期間内で県内ではグループホームが、297床計画をされております。

そのうち6月1日現在、135床において整備事業者が決定をされておまして、すべて「民設民営」での事業者決定となっております。

また、未決定の自治体に確認をいたしましたところ、やはり「民設民営」での公募予定とのことであり、「民設民営」が一般的な募集形態と考えており、今回の募集についても「民設民営」で公募をかける考えでございます。

次に、2点目の「どのような収支見込みになるのか、試算されての公募なのか」とのご質問でございますが、現在町内におきましては3施設、45床のグループホームが運営をされているところでございます。

今回計画をしております、2ユニット18床の施設で考えますと、収入については、介護報

酬及びその自己負担額と家賃や光熱費、食費とが主な収入になろうかと思いますが、類似施設であります三崎つわぶき荘の例で見ますと、年額で介護保険事業収入が約 5,600 万円、家賃等の利用料収入は約 1,200 万円の合計 6,800 万円となっております。

一方支出は、人件費の約 5,000 万円をはじめとして減価償却費を含め、合計で約 6,500 万円程度でありまして、収支としては黒字決算となっており、今回募集をかける施設につきましても、継続的な運営ができるものと考えております。

次に、3 点目の 3 回目の公募でも応募がなかった場合、町としてどのような対応をしているのか」というご質問でございます。

3 回目の公募にあたりましては、前回までの資格条件でありました「現在、県内でグループホームを運営している法人」を除きまして、幅広く応募ができるようにいたしております。

また、前回までの募集に際し、問い合わせのあった、町有地の活用ができないかのご要望に応えるかたちで、伊方地域で活用できる町有地を提示することで、より応募しやすい条件としているところでございます。

このような募集で、応募がなかった場合の対応策につきましては、仮定の話でございますので、仮定の話にはお答えを出来かねますが、町としてこれ以上の支援ができるのか、どのような可能性が考えられるのかを議会と相談させていただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上、大綱 1 の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し一つの大綱につき、2 回以内と定めます。末光議員、大綱 1 の再質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 只今のお答えで、民設民営が一般的というお答えでした。確かに現在はそうであろうと思います。私の考えるところによりますと、潮目が変わったという認識を持っていただきたいと思うわけでございます。まず、第一に民設民営と言いましても、先の募集にもありましたように、1 億数千万円掛かる総工費の中で、約 5,000 万の県の補助金が出るようになっております。ということは、完全なる民設民営では生き残れないということで、このような補助金の手厚くされておる面があるのではないかと考えております。

また、一番危惧されるのが、介護職員のスタッフの募集、これに募集をしてもほとんど集まらない、特にこの佐田岬半島のような端の方になると通勤していただく方が、いないと、そのようなことで、先のつわぶき荘の募集につきましてもスタッフが十分に揃わないというような現状があるように伺っております。

また、民設民営にするということは、いわゆる競争原理を働かせて、合理化をして黒字体質にもっていくと、そういうふうな趣旨があるかと思いますが、先のつわぶき荘の事

例を出されましたけども、つわぶき荘につきましては、公設公営とっていいかと思えます。その中で、黒字とは申されましたけども、民設民営になりますとやはり1億余りの借入金をやらなければ、とても経営ができないということで、日頃の経費の他に例えば400万とか800万の月額(9月27日本会議2日目に年額に訂正)の借入金の償還が生じるわけでございます。それを利益でもって、償還していかなければならない。このような計算をいたしますと、なかなか民設民営に手を挙げにくいというような現状があるかと思っております。

そのようなことで、今一度潮目が変わったというような誤認識をもっていただきたいと思いますが、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長(竹内一則) 只今の末光議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(竹内一則) 町長

○町長(高門清彦) 末光議員のご見識には一定の理解をするものでございます。しかしながら、お隣の八幡浜市でも内定でございますけれども、民設民営で決定をしたということをお伺いしております。やはり、我々としては、民設民営を第一に考えて民間の努力でやっていただきたいということを考えております。その上で、町ができる部分については、これは補助というかたちになるかどうか分かりませんが、お手伝いすることができればやはり町民の将来の安心安全のためでございますので、その辺は十分町としても視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長(竹内一則) 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員(末光勝幸) 議長

○議長(竹内一則) 末光議員

○議員(末光勝幸) 一部分の理解を示すというありがたいご返答でございましたけれども、大部分の理解をお願いしたいと思います。といいますのは、潮目が変わった、再々しつこくいいですけども、民間の民設民営でうまくいくのであれば、先ほどありましたJAの撤退あるいは、くじら病院の撤退、このようなことはないわけでございますので、現状を細かく見ていただきたいということを要望いたします。

また、最後に仮定の話、対応がなかった場合には、議会と相談させていただきながら、検討していきたいというふうなご回答でございましたけれども、私は、事後よりも事前の話合いが非常に大切なのではないかというふうに思っております。事前に、十分に町民あるいは議会の意見を聞いて、これなら完全に企業が応募してくれる、そういうプランを出して、そして町民が伊方町、地域密着型の施設ではあるけど、八幡浜市からでも松山市でも伊方町のあの施設に入りたいと、そういう他地域からも羨ましがれるような施設を造っていただきたい。テレビ等で見ますとですね、最近の介護の仕方も変わってきて、介護入居者が買い物をして、それから皆で料理を作って、認知症を少しでも和らげましょう。あるいは、部屋に

つきましても1番から10番とかそういう部屋に番号を付けずに同じドアにして、自分の部屋が窓際から何番目か、そういった確認を常に頭を使いながら、認知症を防ぐと、進行を防ぐというような工夫をされた介護施設がどんどんできるように伺っております。他の地域から伊方町の地域密着型施設は素晴らしい、グループホームは素晴らしいな。そういう評価に新聞等に報じられるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘のように他地域からの人からもこの伊方の施設に入りたいなど思ってもらえるような施設を是非民間の手で造っていただきたいというふうに思っております。事前にこの公募がなかった場合の事前に何か対策ということでございますけれども、私は、この3回目に是非応募をしていただきたいというふうに思ひますし、これから募集をしますので、その中で立派な経営者が手を挙げてくれる、そのことを期待しますし、それに向かつて町としても全力で対応してまいりたいというふうに思ひます。以上です。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。

末光議員、一般質問大綱2をお願ひいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 最近、毎日のようにマイクロプラスチックによる海の汚染などがマスコミによって報じられております。環境保護の観点から、質問をさせていただきます。

大綱2ポイ捨て禁止条例の制定について伺ひます。

伊方町勢要覧の巻頭に「みんなが未来を選び、誰からも選ばれるまちを目指して」とあり、「佐田岬半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化を尊び、町民・地域・行政が一体となって、自分たちの意志で未来を切り拓くまちづくり、そして、輝く伊方町を国内、国外の人が選ぶようになるまちづくりに取り組みます」とあります。

佐田岬半島は確かに豊かで、美しい自然だとは思ひますがその周辺の海岸はゴミが散乱しています。

近年、海洋プラスチックゴミ問題が取り上げられ世界の海には、少なくとも年間800万トンものプラスチックゴミが流れ込んで、これをジャンボジェット機の重さに換算すると5万機の重さになります。既に1億5千万トンものプラスチックゴミが海に存在し、台風の時には、その多さを思い知らされます。2050年には、海にいる魚と同じ量にまでプラスチックゴミが溢れることが予測されています。

企業においては、ストローを紙製にしたり、レジ袋を廃止にしたりする対策が徐々に始まっています。地球規模の問題ではありますが、日本一細長いと言われ、美しいリアス式海岸を将来においても守っていくために、町として行動を起こすべきだと考えます。

陸地においても、幹線道路である国道197号線メロディーラインの周辺も、草木の中に一歩足を踏み入れると、空き缶や弁当箱などのゴミの山であります。

我々の自慢である佐田岬半島をいつまでも風光明媚な姿で、将来においても残していき、日本で一番美しい佐田岬半島と言われるように、住民だけでなく、町外からの来町者にも環境保護と美化の意識を強く持っていただくためにも、ポイ捨て禁止条例を制定してはどうかと提案いたしますが、町長の所見を伺います。以上、大綱2 ポイ捨て禁止条例の制定についてお伺いをいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 大綱2「ポイ捨て禁止条例の制定について」のご質問にお答えをいたします。

プラスチックは、生活に利便性と恩恵をもたらしている有用な物質ではありますが、海洋に流出すると長時間にわたり環境中にとどまることとなります。

海洋プラスチックごみの流出は、生活や事業活動に伴い、発生したごみの一部が回収をされず、環境中に排出をされ、雨や風に流され、河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出、また漁業、マリンレジャー等において海域で使用されるプラスチック製品が直接海域に流出することにより発生をいたしております。

したがって、海洋へのプラスチックごみの流出を含め、ごみの環境中への排出を効果的に削減していくためには、まず、町民の皆様日々の分別、ごみ出しにご協力をいただきながら、家庭から出るプラスチックごみの回収率向上を目指すなど、廃棄物処理制度による、ごみの回収、適正処理をこれまで以上に徹底をすること。

そして、イベントや公共の場における、ごみの持ち帰り運動の推進や環境影響等についての啓発活動により、ポイ捨て及び不法投棄の防止に取り組む必要があると認識をいたしております。

また、環境中に排出をされたごみ、海洋に流出したごみにつきまして、これまで様々な取り組みが実施をされてまいりましたが、それぞれの取り組みの一層の推進を通じ、ごみの回収を促進することも重要であると考えております。

さて、議員からは「ポイ捨て禁止条例を制定してはどうか」とのご提案でございます。

空き缶、紙くず、たばこの吸い殻その他のごみを回収容器及び定められた場所以外にみだりに捨てる、いわゆる「ポイ捨て」の問題について、多くの市区町村が生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的とした条例を制定をいたしております。

平成29年度の環境省の調査結果によりますと、全国で996の市区町村、率にして57.2%の市区町村が制定をいたしており、県内でも本年8月末時点で、9つの市町が条例を制定している状況となっております。

佐田岬半島の豊かな自然は、本町の重要な地域資源であり、次の世代に継承することが我々の使命でございます。

自然と暮らす真の豊かさを実感できる定住環境、日本一美しい佐田岬半島を目指し、本町においても、町、町民、事業者及び土地所有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

そこで、議員のご指摘を踏まえ、今後、既に制定をされております市区町村の条例内容を精査し、伊方町環境基本条例との整合性も重視しながら、地域の実情に応じた取り組みができるよう、条例の制定に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 条例の制定に向けて、検討したいということでもございました。条例を制定するにしても自治体によっては、罰則がある自治体、ない自治体があるかと思えます。

まだ、制定されてない条例でございますけども、町長はどのようにお考えか伺いたします。

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議員ご指摘のように条例の中の方については、これから他の市町の状況も加味しながら、制定をしていきたいというふうに思いますが、まずはポイ捨てを伊方は条例で禁止してるんだよということを周知することが第一の目的だろうというふうに思っておりますので、最初から罰則を設けるといのはいかがなものかなということを現時点では考えております。いわゆる努力条例ということにしていくのが妥当なのかなというふうに思っておりますが、様々なケースを考慮しながら、これから内容については進めていきたいというふうに思います。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（末光勝幸） ありません。

○議長（竹内一則） 続いて、木嶋英幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） まず、もって沢山の来場者の方に傍聴していただき、少しドキドキしていますが、これからもご指導よろしくをお願いいたします。それでは、質問に入らせていただきます。

大綱1、環境美化整備についてお尋ねします。佐田岬半島は日本一細長い半島と言われ、自然も豊かで風光明媚な所であるのは皆さんご存知の通りであります。ところが、先般のお盆の帰省客や夏休み中の旅行者から佐田岬の特徴である二つの海が見えるメロディーライン

が、どこにでもある山道のように、道沿いには大きな廃車や廃船があり観光地には程遠い景観であると言うお言葉を何回も聞かされました。

そこでお尋ねします。まずもって、1点、以前にもメロディーラインの景観についての質問をしましたが、自然を売りに観光立地を進める伊方町として、その後どのような取り組みをしてきたか、また県管理の所は県と相談すると返答をいただきましたが、その後どのような相談内容、そして回答がどうであったかもお尋ねします。

続きまして、合併当時から比べるといろいろな所に花が植えられたり、手入れをされている所がかなり増えているように思われますが、当時と今とでは予算などどのくらいの違いがあるかお尋ねします。美しい花が至る所に咲き乱れ癒しの里になればいいなと私自身思っておりますが、今以上に無料配布していただける花の苗や種の予算を組むことはできないかお尋ねします。この質問にお答えをお願いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「環境美化整備について」についてお答えをいたします。

まず、1点目の「メロディーラインの景観対策についての町の取り組みと愛媛県への相談と回答について」でございます。

景観を阻害しております樹木の対策につきましては、まずは道路の通行に支障となっている箇所を優先して伐採作業を実施することといたしております。

平成29年度より国道区域内の伐採から着手し、平成30年度におきましては個人所有木のうち、伐採の承諾が得られた箇所の対策を行い、本年度におきましても現在三崎地域において、調整作業を行っているところでございます。

町道につきましても本年度からの新たな取り組みとして、周辺木の管理者等に対し管理義務が有る事を周知すると共に、伐採不可能箇所につきましては、道路管理義務の範囲内において伐採作業を試行的に実施する事といたしております。

県におきましては、景観対策を目的とした樹木の伐採につきましては、周辺環境への影響も懸念される事から、路線全体を対象とした伐採は困難との事ではありましたが、沿線休憩施設付近などのビューポイントについては、「眺望の阻害状況により、町の意見や樹木管理者の承諾等の実施条件等を踏まえて検討をいたしたい」との回答をいただいているところでございます。

また、廃車や廃船につきましては、以前にもお答えを致しましたとおり、明らかに不要に廃棄をされている物に対しては対応する必要がありますが、個人の財産として管理されている物に対しての対応は難しい事と、愛媛県への協議につきましては、対象物件が道路機能に支障を来す状況となった場合に、国道管理者の愛媛県には情報の提供を含め、対策の協議を

行う事としております。

次に、2点目の「合併当時から現在の花の苗予算額の比較と今後の予算の計上について」でございます。

議員ご指摘のとおり、町内のいろいろなところに町内の様々な人の手によって、季節ごとに花が植えられておりますことは、非常にうれしく感じております。

これにつきましては、伊方町の花いっぱい運動の推進を図るため、町内の公共地などに花きの植栽を行う者に対して花の苗、種子又はプランターなどの購入に要する経費につきまして、1回につき10万円以内、年2回を限度とした助成制度がございまして、年間に25件程度の申し込みがございます。

ご質問でございます、花の苗配布の予算額は合併当初は85万円、今年度当初予算額が95万円の計上でございます。

合併の次年度は75万円となりまして以後、多少の減額もございましたが、平成30年度までの8年間は75万円を計上をいたしております。

今年度75万円から95万円に20万円増額しておりますのが、緑の募金事業での花の苗配布が事業対象外となったために前年度と比較して20万円の増額をしているところでございます。

今以上に予算を組むことは出来ないかのご質問につきましては、申請の多い年などは補正予算で対応いたしておりますので、今後も状況に応じて同様に対応をしてみたいと考えております。

また、植樹に関する苗木配布の事業を申しますと、愛媛の森林基金が実施する緑の募金活動推進事業や緑化樹苗木配布事業による苗木の無料配布などがございます。

公共施設や各地区の区長さんをとおして要望の取りまとめをお願いをいたしており、その要望に応えられますよう愛媛県などの関係団体に要請をしているところでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、先ほどの答弁で補正なども組めるようなことをお聞きしましたので、期待しております。よろしく願いいたします。先ほどの質問の中で、でましたけど、私自身ほんと、花いっぱいの町を目指すという観点からお尋ねしたいんですけど、実は僕もたまに行って見たり、先日も行って来たんですけど、三崎支所の件なんですけど、三崎支所には今銀行なども入居して地域の人のお出入りもかなりあるんじゃないかと思えます。

それと同時に、伊方町のように今から観光を目指している町として町内でも一番観光交流

人口の多い地区だと思われる三崎支所の玄関には、以前立派な花壇があったと思います。ところが、先日も行って見ましたが、我々の背丈ほどの草が伸び見るも無残な状況であります。ましてや、学校など隣接して嫌がおうでも目に入るところであります。あの草むらはどうにかして欲しい。是非、理事者さんも見てくださいながら、今後の整備や管理についてのご検討をいただけないかお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘ありがとうございます。ちょっと私くしそこ気づかずに申し訳ございません。支所長来ておりますので、支所長からのご答弁をしていただきたいと思いますけれども、そういったご指摘がないように今後雑草、特に公共施設への雑草対策については、十分留意をはらってまいりたいというふうに思います。

三崎支所の件に関しては、支所長からも答弁をさせていただきます。

○議長（竹内一則） 三崎支所長

○三崎支所長（大野信幸） 失礼いたします。三崎支所の前の花壇におきましては、三崎支所商工会婦人部の方が自主的に草取りと花壇の花植えを行ってもらっている（9月27日本会議2日目に支所前の花壇につきましては、任意の女性団体が積極的にボランティアで美化活動に取り組んでいただいておりますものに訂正。）のが現状でございます。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問ありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今、支所長からの答弁で商工会女性部にお任せしてるというようなことだったんですか。

○三崎支所長（大野信幸） 商工会の

○議長（竹内一則） ちょっとやり取りは。

○議員（木嶋英幸） 僕自身誰かにお任せしとるっていうこともありなんでしょうけど、それよりもやっぱり伊方町民全員、主にやっぱりその地域の方たちの気持ちをやっぱり皆さんに伝えて、地元少しでも綺麗に住みやすいところにしていただくような、施策をいただけないかなと思いますので、そのようなことも考えて、職員なりが率先してでもやっていただけるような環境作りをしていただけないかと思いますので、そのことに関して今後どう対応していくかもお答えください。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

三崎支所長

○三崎支所長（大野信幸） 失礼いたします。前の花壇につきましては、商工会婦人部の方

が自主的に清掃を行っておりますけれども、今後におきましては、町職員も一緒にあわせまして花壇の清掃等に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いいたします。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。

木嶋議員、一般質問大綱2をお願いいたします。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱2むかいパークの整備等について、お尋ねします。

町の管理地で、瀬戸地区のリゾート地の一角にある「むかいパーク」ですが、素晴らしい眺めの場所でありながら草は伸び放題荒れ放題の状況で住宅地のど真ん中でありながら、イノシシなどの住処になっており、危険と隣り合わせであります。伊方町内で唯一人口が増えている地域で最近では若い世代が入居、移住したり、かなりの頻度で体験宿泊者や見学に訪れる方たちが増えているとのこと。移住定住促進に力を入れている伊方町にとってモデル地区として整備は絶対必要不可欠であると思っております。周りに遊歩道や展望台、花壇の設置をし中央には緊急時にヘリコプターの発着もできる憩いの広場として、ヘリポートが兼用されるスペースの整備ができないかお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 大綱2「むかいパークの整備等について」にお答えをいたします。

「むかいパーク」は、佐田岬リゾート開発の一環として整備をされた公園でございます。本町を訪れる観光客が、快適な環境の中で本町の自然を体験し、町民との交流を促進することにより、観光産業の振興に資することを目的とした観光施設に位置付けられております。

また、「むかいパーク」の公園名の由来でございますが、慶應義塾大学などで経済学等の教授を務められました、向井鹿松氏のご遺族から、地域の活性化のためにとご理解を示され寄付採納された土地が多くあり、氏の功績を称え「むかいパーク」と名付けたものでございます。

この「むかいパーク」におきましては、かつて、地元有志による地域イベントとして、「モォーモォーフェスティバル」が開催をされるなど、宇和海を見下ろす眺望の良さはこの佐田岬半島を代表するものであるということは周知のとおりでございます。

公園の維持管理につきましては、地域環境対策作業員による公園作業チームが除草作業を行っております。年間7日から10日間の除草作業を行い、環境美化に努めているところでございます。

さて、ご質問の1点目「遊歩道、展望台、花壇などの整備」についてでございます。

これまでもリゾート地区の要望等につきましては、佐田岬リゾートの管理者であります大

和ハウス工業株式会社が連絡員として取りまとめをお願いをいたしておりますが、今年度に入り大和ハウス工業からむかいパークの活用についての打診がございました。

佐田岬リゾートでは、昨年度からお試し住宅や街並みの整備に手掛けており、今年度から町と連携をしてむかいパークに感動を与える場の創出の検討を始めたところでございます。

町としては、むかいパーク、瀬戸アグリトピア、瀬戸風の丘パークといった頂上ラインの利活用を視野に入れた展開を提案をいたしており、現在月に1回のペースで、町と大和ハウス工業とで協議の場を設けているところでございます。

私も先日この頂上ラインを走ってみました。素晴らしい眺望に大いに可能性を感じるとともに、議員ご指摘のように雑草に覆われた光景に残念な思いをいたしたところでございます。

むかいパークの活用といたしましては、集う、遊ぶ、泊る、見るなどのキーワードで、その魅力を最大化することで町民も楽しめる活用策について検討を始めたところでございますので、今後の検討につきましてご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の「ヘリポートの整備」についてでございます。この「むかいパーク」は、伊方町地域防災計画では、指定緊急避難場所に指定をされております。

ヘリコプターが離着陸が可能とするためには、地形等クリアしなければならない条件がいくつかあり、離着陸面は最大勾配5%以下とされており、平成29年度に実施をした調査結果では、それを超えることから、残念ながら不適地の査定を受けております。

ヘリポートの整備については、今後の土地の利用計画を踏まえて検討をしてみたいと考えておりますが、仮に整備することとなりますと大規模な造成が想定をされますので、現在のところ他の候補地を検討をいたしておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、大綱2の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） ヘリポートの件に関しましては、ありがとうございました。分かりました。先ほども言ったように、結構人の出入りというか、町外からの方の出入りも増えているということは、やっぱり国道からリゾート地までのアクセス道も気になるところです。この道の整備や管理はどうなっているのか、お尋ねしたいのと、今後やっぱり地域の人との話し合いを年にやっぱり数回というか、できるだけ時間が取れる時には、そういう人たちの考え方など、やっぱり我々生まれ育ったものには感性をもっておいでと思うので、そういう人たちの意見も聞きながら、町全体のことも考えていって欲しいと思いますが、今後町長としてそういう話し合いをする場をもっていただけるかどうかをお願いします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。町長

○町長（高門清彦） 今は、ダイワハウスと町の職員との間で原案をたたき台を作っているというふうに理解をしております。そういった中で時期がくれば、地元住民の方も巻き込んで将来像を考えていきたいというふうに思っております。ただ、町としてはアグリトピアからのむかいパーク、それから風の丘公園、そういった一連のラインを一体的に考えていきたいなというふうに思っておるところでございます。リゾートへのアクセス道については、担当課から答弁をさせていただきます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 失礼いたします。アクセス道路に関しましては、町道の取り扱いの中で、国道からリゾート地のアクセス道ということになっております。先ほどのむかいパークの整備と同じように町道管理の分につきましても、地域環境対策作業員で各地域にそれぞれ1チームづつが勤務しております。そのチームによりまして、所内全域では356線ぐらいの町道があるんですけども、当然主要幹線道から各地区、各集落へアクセスする道路が重要路線ということで、整備をいたしております。今回のアクセス道路につきましても・・・ということで年間約2回、清掃と除草作業はやらさせていただいておるところでございます。以上です。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 先ほど、ヘリポートの件でむかいパークに関しては、多少の理解はしたんですけども、現時点ですすね、町内に使われているヘリポートの箇所が何箇所あって、どこにあるか、分かる範囲で教えていただけないでしょうか。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○危機管理監（足利博文） 議長

○議長（竹内一則） 総務課危機管理監

○危機管理監（足利博文） 只今のヘリポートの件ですが、伊方町では29年に調査をした結果31箇所をヘリポートとして、指定していますのと、地域防災計画において9箇所の場所をヘリポートとして指定しております。以上です。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の大綱2を閉じます。

木嶋議員、一般質問大綱3をお願いいたします。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱3地域おこし協力隊の人材育成について、お尋ねします。

最近では、伊方町においても人材育成のための講座が開かれるようになりましたが、これからは育つのを待つのではなく、育てたり、今ある能力を発掘したり、適材適所を見つけ出す事も重要ではないかと思えます。当町にもそういう素材はたくさんあると思えます。特に、募集により町外から来た地域おこし協力隊の方たちは最たるものではないでしょうか。いろいろな体験をしながら自分の得意分野を引っ提げてきて、生まれ育った者には気づかない良い所、悪い所も見えておると思われます。そのうえ、志も高いので募集時の設定以外でもかなり見識が高い隊員が多いと思えます。しかし、残念なことに期限に縛りがあります。在任期間中に担当の職員や少しでも関わりのある町民が、積極的に彼らが後々住みたくなるような環境づくりが必要ではないでしょうか。普段から困ったことや、やりたい事がないか頻りにコミュニケーションをとるべきだと思います。また、役場内において、室ができてから同じ課でも共通項のある課題であっても職員間で全く知らなかったという事例も聞きます。課長の判断能力にもよると思いますが、もっと情報の共有が必要である。解っている職員がいても越権行為と思われたら困るので言えないというのが現状ではないでしょうか。募集すればいくらでも来る、使い捨てでいいそれでは勿体無さすぎると思いますが、そのように見えるのは私だけでしょうか。

今までにどの課に何人、合計何人来ていただいて、その後どうなっているのかお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問大綱3に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 大綱3「地域おこし協力隊の人材育成について」についてお答えをいたします。

本町の「地域おこし協力隊」は、平成27年度から受け入れを開始いたしまして、現在6名の隊員が、産業、教育、まちづくりの各部門で活動をいたしております。

先の6月定例会の議員全員協議会におきまして、協力隊員の現状と今後の導入予定などの報告をいたしたところでございます。

6人の協力隊員は、役場本庁や各公共施設などを拠点に活動しており、毎月開催をしております協力隊連絡会には担当職員も同席をして、活動の現状や問題点、今後の予定などの協議を行い、隊員間のもとより、担当職員との連携を密にしているところでございます。

さらに、毎年1回、役場職員を対象とした活動報告会を開催をいたしており、担当部署以外の職員にも活動内容を発表をいたしまして、様々な情報発信を行っております。

各隊員からは、本町に来て感じた町の良さや、今までの取り組みを通じてのまちづくりやひとづくりのヒントなどを語るなど、あわせて各隊員の様々な豊富な知識に、私自身も気づかされるものが多いと感じているところでございます。

さて、ご質問の「地域おこし協力隊員が、どの課で何人、合計何人来て、任期後はどうな

っているのか」とのお尋ねでございますが、現在までに、産業課が5人、教育委員会事務局が4人、総合政策課が2人の合計11人でございます。

また、任期の3年間で満了したのは1人でありまして、町内企業に就職をいたしました。

以上、大綱3の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 協力隊と言えどもいろんな起業に取り組んでいただきながら、失敗することも事業としては必ずつきものとそのように私自身は思っておりますが、例えばその失敗を責めるのではなくて、やっぱり少しでも取り上げてポジティブに考えていただけたらと思います。いろんなことにも挑戦していただければ、その人のもっていた、本当の・・・を引き出すことが出来るんじゃないかなとそのように思います。協力隊員は、伊方町の協力隊としてきていただいているはずなんで、所属された場所だけに止まっているような気がします。私が今見る限りですね。中身は分かりませんが、そのように見えます。町内のいろんなところへ出掛けてお手伝いができることはないか。また、関連のあると思われる事業所や人に挨拶に伺わせたりして、コミュニケーションのとれるお手伝いを担当の職員さんはしていただいておりますのか。今後、協力隊に滞在していただくための具体的な施策があれば教えてください。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。町長

○町長（高門清彦） ご指名をいただきましたので、答弁させていただきます。具体的なもんが私イメージがでないんで、答弁食い違うかも分かりませんが、私の認識不足でそういう面があるんであれば助成をしたいというふうに思いますし、基本的に協力隊員は、フリーであるというふうに思っておりますし、自分のやりたいことを町と相談しながらはなろうかと思っておりますけれども、基本的に自分のやりたいことをやっていただくという3年間であるというふうに思います。先般、アグリトピアで愛媛県内の協力隊員60人から70人だと思っておりますけれども、集合をして意見発表の場に私も覗かせていただきました。各地区でほんとにそれぞれの取り組みがなされているなというふうに思いましたし、伊方にはそういったことも参考にしながら、協力隊員の皆さんが一番気にしていたのが、3年間のこの期間の中で、自分の進路をどう決めていくかということが一番心配されておったように思いますので、そういったことの手助けもできるように、また伊方に残ってもらえるように、町としても協力隊員と共に頑張っていきたいなというふうに思います。もし、具体的な事例がございましたら、おっしゃっていただいたら解決に向けての取り組みになるというふうに思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 町長、何か補足あれば担当課にやりますか。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 失礼いたします。・・・以外のところに止まっておらず、他のところでやっているんじゃないかというふうな例ということでございますが、例えば総合政策課におきます、まちづくり担当には英会話などが得意でございまして、三崎高校の公営塾の生徒のところにも出向きまして、英会話教室を行ったり、お友達知り合いの外国人の方も町内に来て、滞在したこともございます。一緒に三崎高校に出向いて、英会話教室に参加したりなど、得意な分野についてはどんどん出向いて実施している例などございます。このように、私たちが先ほど町長が答弁で申しましたように、毎月の定例会を設けまして、それぞれの協力隊員の方々の活動はそれぞれ皆で共有して、協力すべきところは協力する。例えば図書館の前に掲示板を設けまして、協力隊員の活動内容を周知したり、いろいろ行っております。それより、今後私達も協力隊員ぜひ3年間の成果をもって、町内に起業なり止まってもらうよう、しっかりと取り組んでまいりますので、議員さんの方からもご指導の方をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 産業課あります。

○地域振興センター所長（兵頭達也） 議長

○議長（竹内一則） 担当課長

○地域振興センター所長（兵頭達也） 産業課の地域振興センターの方から地域おこし協力隊の活動を例として一つご報告をさせていただきます。農業振興で入っております、女性の隊員がおりますけども、1年半の期間を経過しております。1年目は、農業支援センターを中心に有害鳥獣対策でありますとか、農業経営等を主にやってまいりました。その傍ら新規就業者の勧誘ということで、町外に出向いて、活動をしていただいております。2年目に入りまして、地域振興センターの方で、農業分野の6次化に重点をおいて、研修をしていただいております。今後、地域に密着して、生活していく中で農業経営の傍らとして、彼女がのぞめる特産品開発とか、そういう分野について学んでいただいております。ただ、それと同時に地域の農業団体との後継者不足に対応するというので、その要としてですね、活動を支援するというのをやっていただいております。また、先般アグリトピアの方で開催されました、マルシェの方の発案につきましても、他の協力隊員と協力して新しい活動をやっているとございます。そういうような活動を通して、地域に密着した活動を通しまして、今後地域の中で活かしていけるということにつきましても積極的にやっていただいておりますのと同時に・・・としても支援をしている状況でございます。ご理解いただけたらと思います。

○議長（竹内一則） 教育委員会あります。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 教育委員会につきましては、ご案内のとおり公営塾の講師の先生を協力隊員として、になっていただいております。この公営塾につきましては、ご案内だと思いますけれども、三崎高校の存続というところを目指しまして、取り組んでいるところでございます。この取り組みの内容といたしましては、公営塾というところがございますので、大学に向けての進学に向けての学習というところが主なところではございますけれども、これ以外にですね、学校の存続というところもございますので、生徒の確保というところで県外に高校との協働ではございますけれども、協力隊員の講師の先生にもこの前、横浜でありますとか大阪方面にもそういった県外からの入学生を受け入れる未来留学というふうなイベントがございました。そういったところで、三崎高校の魅力につきまして、いろいろ発信をしていただきまして、30数名のリクエストがあったということでございます。最近、三崎高校にも現地に出向いていただいた県外の方が、5、6名おったというふうに聞いております。そういったことで、存続というところがメインでございますけれども、もちろん生徒たちにも地域との関わりももっていくという方面で、学校とですね、協力しながら三崎高校の魅力、地域の魅力、そういったものをアピールしていくという取り組みを進めております。そういったところで、全町としての関わりとしては薄いかも分かりませんが、そういったことで今のところ取り組んでおります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、先ほども答弁の中にありましたように、先日ちょっと僕も忘れましたけれども、協力隊の方達が主導でイベントをやりました。そこに僕も行かさせていただいたんですけども、見に行かせてもらったんですけども、今まで同じような感じの風車まつりというイベントと比べて、かなり今までになかったような内容、割といろんなところからお客さんが来ていただいたり、楽しんでいるような様子を受けました。協力隊の方たちは、それなりに持っているものがいろんなものを持ってたり、沢山のアイデアを持っていますので、彼らの失礼な言い方ですけど、活用をどんどんしていくべきじゃないかなと僕は感じております。先ほどの中での一点の言いましたけども、私自身も水産業を営んでいる一人であります。協力隊の中に伊方町には、漁業関係の協力隊の方もいらっしゃるとお聞きしておりますが、皆とこに行くのは難しいかも分かりませんが、僕なんか顔一回もお伺いしたこともありません。やっぱりいろんなとこに出向いて行けるような環境づくりをするべきではないかなと、それによって協力隊の持っている能力を引き出すことも出きるんじゃないかと思います。今ほど言ったような各担当課の一人の担当者によっても違うかも分かりませんが、協力隊員が思い切って、伊方町の協力をしに来たんだというような、羽ばたける

ような環境づくりをしていただくようお願いしたいと思います。このことについて、どの課長でもいいです、お答をいただければありがたいです。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 水産関係なんですけれども、今年着任したばかりで、まだ日も浅いということもあろうかと思えます。こちらが地域を限定をして、その地域に限ってやってくれと言っているわけじゃない。本人がまずやりたいことがあって、それをやっていただいているという状況でございます。2年目、3年目になって、それが町内に全体に広がっていけばいいかなと思えますけれども、まず本人がどういったことをやりたいかということの基本にした町のサポート体制というものを作っていきたいというふうに思います。担当課長から何かあればお願いします。以上です。

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 失礼いたします。水産担当につきましては、本年4月から赴任して来ましたが、現在、三崎漁協を中心に活動しております関係上、まだ町内全体を回っていけてないのかなと思っておりますので、その辺は、本人の勤務状況などを考えながら、相談しながら町全体の水産業振興のためにも寄与していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、11時35分からです。

休憩 11時26分

---

再開 11時35分

### 報告第3号

○議長（竹内一則） 再開いたします。日程第5「平成30年度伊方町の財政の健全化判断及び資金不足比率について」報告第3号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（竹内一則） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第3号 平成30年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担

比率並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付して、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、先の議員全員協議会で説明させていただきましたので、簡単にご説明させていただきます。

1 頁をお願いいたします。健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため、数字には表れません。実質公債費比率は、5.6%、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字には表れません。いずれも、早期健全化基準を下回っております。

3 頁をお願いいたします。次に、資金不足比率につきましてでございますが、資金不足がありませんでしたので、数字に表れません。以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（竹内一則） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号「平成30年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

#### 報告第4号

○議長（竹内一則） 日程6「平成30年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第4号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（河野達司） 報告第4号 平成30年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についてご説明をさせていただきます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、公表することとなっており、平成30年度の実施事業について、点検・評価をまとめたものです。

教育行政の推進につきましては、本町の目指す将来像「輝く人々・豊かな自然・よろこびの風薫るまち伊方」や、まちづくりの基本目標でもあります教育・スポーツ・文化面を確認いたしました。

これを受けて、教育行政の目標を「ふるさと愛いっぱいの人材が育つまちづくりを目指して」決めました。そして、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、人づくりの精神と伝統文化の継承・発展を図りながら、学校教育・社会教育・文化活動等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進をしてまいりました。

個々の事業につきましては、11 頁から 17 頁にかけまして、4 段階に分けて評価いたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、平成 30 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 4 号「平成 30 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

### 議案第 50 号

○議長（竹内一則） 日程第 7「伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について」議案第 50 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 50 号 伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、旧氏による印鑑登録を可能に、また、印鑑登録証明書に旧氏を併記するための改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の印鑑登録できる印鑑に、旧氏を。第 6 条第 1 項第 3 号の登録事項及び、2 頁お願いいたします。第 12 条第 1 項第 1 号の印鑑登録証明書の記載事項に旧氏の併記を規定してございます。

次に、性的少数者の方への配慮を目的として、第 6 条第 1 項第 5 号及び第 12 条第 1 項第 3 号の、男女の別を削り、性別は登録せず、印鑑登録証明書にも記載しないことと規定しております。

なお、この条例は、政令の施行期日と同日の令和元年 11 月 5 日から施行するをいたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号「伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 51 号

○議長（竹内一則） 日程第 8「伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」議案第 51 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 51 号 伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

1 頁の下段、第 2 条第 3 項の改正につきましては、「個人識別符号」の定義を、行政機関個人情報保護法に規定する個人識別符号」と定めるものでございます。

2 頁中段、第 12 条のオンライン結合による提供の制限に関する条項は削除いたします。

3 頁中ほどの第 53 条の 6 に定める欠格事由の該当要件として、法律の改正に合わせて、新たに第 2 号として「心身の故障により前条第 1 項の提案に係る非識別加工情報とその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの」を追加いたします。

4 頁をお願いいたします。同条第 8 号として、「他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者」を追加いたします。4 頁の下段、第 53 条の 13 でありますが、改正前の規定では、「規則で定めるところにより、実費を勘案して規則で定める額の手数料を納めなければならない」と定めておりましたが、手数料の額につきましては、条例で定めるのが適当であることから、今回の改正に合わせて、これまで規則で定めていた額を、そのまま条例に定めることとしてございます。

最後に、条例の施行日でございますが、第 53 条の 6 の改正規定については一部を除き、令和元年 12 月 4 日から施行し、その他の規定は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 51 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号「伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 52 号

○議長（竹内一則） 日程第 9「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」議案第 52 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 52 号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

軽自動車税環境性能割は県が徴収し、町に払い込むこととなっております。このたびの条例改正は、6 月県議会における、愛媛県県税賦課徴収条例の改正に伴い、軽自動車税環境性能割に係る賦課徴収事務を県下同一の取り扱いとするための改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。附則第 15 条の 2 の 2 の次に、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例について、1 条を加えるものでございます。

日本赤十字社の所有する軽自動車等のうち、救急用のものは非課税となっておりますが、巡回診療又は患者の輸送、血液事業及び救護資材の運搬用のものに対しても非課税とし、愛媛県の自動車税及び県内、各市町の軽自動車税と取り扱いを同じとするものでございます。

なお、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第53号

○議長（竹内一則） 日程第10「伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」議案第53号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第53号 伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本条例は、加周住宅の解体撤去に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。第2条関係、別表第1及び第4条関係、別表第2において加周住宅を削除するものであります。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第53号「伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第54号

○議長（竹内一則） 日程第11「伊方町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第54号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第54号 伊方町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

この条例は、大規模な災害を受けた場合に災害応急対策又は災害復旧のために国等の行政機関から伊方町に派遣された職員に対し支給する、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項を定めた条例です。

今回の改正につきましては、旅館業法の一部を改正する法律の改正に伴い、一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。別表（第2条関係）の備考欄に記載の「ホテル営業及び旅館営業」の表記を「旅館・ホテル営業」に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第54号「伊方町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第55号

○議長（竹内一則） 日程第12「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第55号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第55号 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、水ヶ浦小学校の学校統合に伴い、体育館を、社会体育施設として管理するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により、ご説明をさせていただきますので、参考資料をお願いします。名称及び位置を定めております、別表第1中、町見体育館の項の次に、名称、「水ヶ浦体育館」、位置、「伊方町中之浜10番地1」を加え、使用料を定めております、別表第2中、体育館等の施設名の「有寿来体育館」を「水ヶ浦体育館、有寿来体育館」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、公布の日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 56 号

○議長（竹内一則） 日程第 13「消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第 56 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 56 号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案理由をご説明いたします。

この条例制定につきましては、10 月 1 日からの消費税の引き上げに伴い、現在の条例に定めている使用料・手数料の額を改正する必要がある 5 つの条例につきまして、関係条例の整理に関する条例として制定することにより、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正条例でございますが、議案書の 1 頁をご覧ください。第 1 条は「伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例」の一部改正のための条文でございます。

第 2 条は、伊方町漁港管理条例の一部改正でございます。第 3 条は、伊方町道路占用料徴収条例の一部改正でございます。第 4 条は、伊方町公共物管理条例の一部改正でございます。第 5 条は、伊方町港湾管理条例の一部改正でございます。

2 頁をお願いいたします。最後に、附則で、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行することとさせていただきます。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号「消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、13 時といたします。

休憩 12 時 01 分

---

再開 13 時 00 分

## 議案第 57 号

○議長（竹内一則） 再開いたします。日程第 14「成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第 57 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 57 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案理由をご説明いたします。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に関し、その適正化を図るために関係法律が改正されたことに伴いまして、現在の町条例に定めている条文の改正を行う必要がある 5 つの条例につきまして、関係条例の整理に関する条例として制定し、所要の改正を行うものでございます。

今回、改正を行う条例でございますが、議案書 1 頁をご覧ください。第 1 条は「伊方町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部改正のための条文でございます。第 2 条は、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第 3 条は、伊方町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正でございます。第 4 条は、伊方町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。第 5 条は、伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

2 頁をお願いいたします。最後に、附則で、この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行することとさせていただきます。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 57 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号「成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 58 号

○議長（竹内一則） 日程第 15「伊方町地域巡回バスの運行に関する条例制定について」議案第 58 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 58 号 伊方町地域巡回バスの運行に関する条例制定について提案理由をご説明いたします。

この条例は、現在、町内で運行中のデマンド交通に替えて、来月 1 日から新たに地域巡回バスを運行するため、その運行に関して必要な事項について、定めるものでございます。

議案書の 1 頁をご覧ください。第 1 条の目的といたしましては、伊方町地域巡回バスを運行することにより、町内における交通手段を確保し、もって町民の福祉の増進に寄与することを目的として定めるものでございます。第 2 条で、運行方法を「国土交通大臣の登録を受けて行う、自家用自動車の有償運送事業によるもの」といたしております。第 3 条で、「巡回バスの運行及び管理は、町長が適当と認める交通事業者等に委託することができる」といたしております。第 5 条は、運賃の規定でございますが、運賃は乗車 1 回につき 100 円とし、町が発行する乗車券にて支払うものといたします。なお、乗車券は 11 枚つづりを 1,000 円で販売いたします。第 6 条は、乗り継ぎの際の規定で、運行系統の異なる区間を乗り継いで利用する場合は、無料の乗り継ぎ乗車券を発行することにいたしております。第 8 条は、利用者の責務として、乗務員の職務上の指示に従う義務を規定しております。

2 頁をお願いいたします。第 9 条は、乗務員の権限として、利用者に対する乗車の拒否及び下車させることの権限を 5 項目定めております。最後に、附則でございますが、この条例の施行日は、令和元年 10 月 1 日といたしております。なお、条例の施行にあわせて、現在の伊方町デマンド交通の運行に関する条例及び合併前の瀬戸町有旅客自動車施設の設置及び管理に関する条例は、廃止いたします。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（高岸助利） 議長

○議長（竹内一則） 高岸議員

○議員（高岸助利） ちょっと 1 点お伺いしますが、5 条関係で町が発行する乗車券にて、運賃を支払わなければならない、もちろんこれは分かるんですけど、乗車券を買っていなくて、急に三崎に行きたいという時にですね、現金で 100 円払って乗ることは、乗車券がなければ乗れないということなんですか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（竹内一則） はい、総務課長

○総務課長（坂本明仁） ご質問の件でございますが、5 条第 2 項で利用者は町が発行する乗車券により運賃を支払わなければならないと定めておりますので、基本的には乗車券でお支払いただくこととなります。議員さんのご質問によりましたように、事前に乗車券を買っていない方に対する対応といたしまして、車内での乗車券を販売することを今のところ検討

して、対応する予定としております。

○議員（高岸助利） はい、分かりました。

○議長（竹内一則） 質疑を終結いたします。

○議員（菊池隼人） はい、議長

○議長（竹内一則） 菊池隼人議員

○議員（菊池隼人） 全協でしてるんで、ほとんど分かってるんですけど、先日敬老会とかありまして、こういった話をした場合、後10日余りでこういう状況になります。ちょっとお聞きしたいんですが、バス停とかショッピングとか、普通に伊予鉄バスが停まらないところは、どのような。伊予鉄バスだったら、時刻表とかありますよね、バス停ごとに時刻表ありますよね、ああいったバス停ごとに時刻表がきちっと載ってれば、バスとか分かるんですけども、その辺りはいつぐらいに作る予定なのかなと思います。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） バス停に関しましては、先般全協でお示ししました。バス停の位置を決定してございまして、現在そのバス停にですね、表示看板を設置するための工事を発注しております。できるだけ早くにその表示ができればいいなと思っておりますが、遅くとも10月1日にはバス停の表示ができるかと思っております。なお、時刻表につきましては、各戸に時刻表を配布するようにしてございまして、現在印刷を発注しております。そういう中で、非常に路線も多い中で、先般ご意見いただきましたようにバス停の位置が分かりやすい表示をしてですね、分かりやすい時刻表でお配りすることで、今発注中でございますので、配布につきましては、広報の配布に合わせて、26日になろうかと思いますが、直前になるわけですけども、各戸にお配りして、周知をさせていただく予定にしております。よろしくお願い致します。

○議長（竹内一則） 菊池議員

○議員（菊池隼人） 路線がですね、上りとか下りとか、一方であつたらいろいろあるんですけど、結構バスによって行き方も違いますし、そこら辺がちょっと僕も自分とこの九町地域のところで、時刻表みたいのを割り振りしたんですけども、意外と単純にその一枚のやつですると分かりにくいなみたいな感じはあったんですけども、自分ところを中心にやったんだつたら、まだ分かるんですけども、全町的な分にすると、なかなか大変だなというような気はしたんですけども、地域にあった分を配布するのか。区長さんには、全体の分を配布しておくのか。そういうのもあるんでしょうか。

それと、後お願いしたいのが、伊方の役場前を中継をして八幡浜の駅とか市立病院とか行く連絡体系ですか、そこら辺の時刻表も合わせて載せていただければありがたいんですが、どうですか。

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） まず、1点目の各地区ごとに分かりやすい時刻表というのは、ご意見はよく分かりますが、我々も非常に頭を痛めたところでもあります。特に、九町につきましては、便数がいろいろ多く走るところでございますので、なおさら議員さんが言われるように複雑になっておろうかと思えます。今発注しております、時刻表につきましては、各地域ごとにそれぞれの便ごとに、スクールバスとか車ごとの配車になっておりますので、若干高齢者の方になると見にくいかも知れませんが、各地区ごとに50何地区ごとに地区を中心とする時刻表を作るとなりますと、膨大な作業と印刷費が掛かってきますので、今回は地域ごとにまとめてですね、便ごとの時刻表とさせていただきます。なお、分かりやすくしていこうと思っておりますが、お問合わせ等がありましたら、丁寧に対応させていただきますらと思っております。

それと2点目の八幡浜につきましては、基本的には伊方町役場前に着く便が直ぐにその後アクセスできるようなかたちになっておりますが、確認いたしまして、構成が間に合うようでありましたら、そのアクセス便を記載させていただきますが、最終構成が間に合わなければ、すいません。入ってないかも知れません。ご了承いただいたらと思えます。なお、議員さんのご心配のような高齢者からの問い合わせ等が多数あるかと思えますので、当面担当者の方で丁寧に対応させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内一則） 他にありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 経験不足なので、一つお伺いしたいんですけど、課長さんが発注済と言われましたけども、条例が可決されてないのに準備中というのは分かるんですけど、発注したと言い切ってるのか。他の条例等におかれましてもそういうことで運ばれているのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 只今のご質問でございますが、印刷に関しましては、9月議会の補正予算で印刷費の予算を計上いたしまして、認めていただいております。その上で、配布時期の都合もございまして、今回本来であれば条例の可決と全ての条件と整ってということでございますけども、先般の議員全員協議会の説明をもってですね、おそらくご可決いただけるんだろうということで、時刻表につきましては、発注をさせていただきます。ということで、ご了承いただいたらと思えます。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 分かりましたけども、そうすると本議会の重みが少し薄いなというふうに感じましたので、また今後適正なやり方がありましたら、十分留意をしていただきたい

と思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内一則） 他にありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（竹内一則） 小泉議員

○議員（小泉和也） 課長の答弁で、全協では権限がないんですよね、私は反対はしませんけど、急がないといけないのは分かりますけど、今日可決して準備する10月1日に間に合うかどうかと思うので、それだったらもっと早めにですね、6月の定例とかですね、臨時議会を開くなり、なるべく余裕をもって、業務を進めていただきたいと思いますよね、今後そういうの考えてやっていただきたいと思いますので、高岸議員が言われた車内でも買えると、そういうのも載ってるんですかね。その時刻表の中にどこで買えますよと、町民の方は知らない人が多いんですよ、勘違いしてる方も多くいて、それともう一つ先ほど言われてた旧伊方地区の路線、瀬戸の路線がありますよね、最終的には町報なり全部載せる必要があると思うんですけどね。その点どうですか。

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 発注時期に関しては、確かにこの準備の都合上、非常にギリギリの中でさせていただきました。議員さんのご意見も踏まえてですね、今後留意して幅広く準備をして努めてまいりたいと思います。

2点目の車内での販売の周知それと広報に掲載して、全体的な説明をとということでございますが、今回時刻表として、別冊にして別のチラシしてお配りしますが、合わせて広報に全体的な周知をするための記事載せるようにしております。どこにどのように載せておるかというのは、すいません、申し訳ございません。手元にもっておりませんが、確認してですね、きちんと町民の皆さんに伝わるようにしたいと思います。

○議長（竹内一則） 他にありませんか。なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第58号「伊方町地域巡回バスの運行に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第59号

○議長（竹内一則） 日程第16「伊方町いじめの防止に関する条例制定について」議案第59号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第 59 号 伊方町いじめの防止に関する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、いじめ防止対策推進法に基づき、本条例を制定するものでございます。それでは、本条例の内容につきまして、ご説明いたしますので、1 頁をお開き願います。

まず、第 1 条のこの条例の目的でございますが、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、町、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに、保護者の責務を明らかにするとともに、町の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進することを目的とするものでございます。

第 2 条では、この条例における、用語の意義を「いじめ」をはじめ、「重大事態」までの、6 項目について定めております。

第 3 条では、いじめの防止等のための対策の基本理念といたしまして、第 1 項では、全ての児童等が安心して、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。第 2 項では、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめの解決に向けて、主体的に行動できるようにすること。第 3 項では、いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むこと。第 4 項では、学校に加え、町、教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、社会全体で、いじめの問題を克服することを目指して行うこと。と定めております。

2 頁をお開き願います。第 5 条から第 8 条までは、第 3 条の基本理念のもと、町をはじめ、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、それぞれの責務を定めております。第 11 条では、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校教育関係者、関係行政機関の職員、その他の関係者により構成される伊方町いじめ問題対策連絡協議会の設置について定めております。

3 頁をお開き願います。第 12 条では、いじめの防止等のための対策を、実効的に行うため、学識経験者、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、医師、弁護士等により構成されます。伊方町いじめ防止対策推進委員会の設置について定めております。第 13 条では、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、各学校に設置する組織について定めております。第 14 条では、重大事態への対処について定めております。

4 頁をお開き願います。この条例の施行につきましては、附則におきまして、第 1 項では、施行期日を、公布の日からとしており、第 2 項につきましては、参考資料の新旧対照表をお願いいたします。伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正し、別表中、第 12 条で設置を定めております、医師、弁護士などで構成する、伊方町いじめ防止対策推進委員会の、項を加えまして、委員報酬を月額 1 万 2 千円とするものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 59 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号「伊方町いじめの防止に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 60 号

○議長（竹内一則） 日程第 17「伊方町森林環境譲与税基金条例制定について」議案第 60 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第60号 伊方町森林環境譲与税基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、森林環境譲与税の新設に伴い、森林の整備及びその促進に関する施策に要する財源に充てることを目的として、同税を原資とする基金を設置するため、本条例を新たに制定するものでございます。

それでは、次のページで条例の内容について説明させていただきます。第1条は、基金の設置でございますが、森林の整備、人材の育成、その他の施策に要する財源に充てるため、基金を設置するものでございます。第2条は、積立として、一般会計歳入歳出予算を財源として積立てるとしております。第4条は、運用益金の処理ですが、基金の収益は、一般会計予算に計上するものとしております。第5条は、繰替え運用について認めているものでございます。第6条は、第1条の目的を達成するために必要な事業に限り、処分することができることとしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 60 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号「伊方町森林環境譲与税基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第61号～議案第72号

○議長（竹内一則） 日程第18「平成30年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第61号から日程第29「平成30年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第72号までの12件はいずれも決算認定案件につき、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第61号平成30年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第72号平成30年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの12議案につきましては、平成30年度の一般会計、特別会計、企業会計あわせて12会計の決算認定をお願いするものでございます。

平成30年度の一般会計の決算状況は、歳入総額100億8,199万6,413円に対しまして、歳出総額91億8,752万1,266円で、差し引き8億9,447万5,147円であり、翌年度への繰越財源1億4,775万9千円を差し引きしますと、実質収支は7億4,671万6,147円となっております。

特別会計の決算状況は、10会計あわせて、歳入総額40億9,625万4,005円に対しまして、歳出総額39億2,650万7,100円で、差し引き1億6,974万6,905円であり、翌年度への繰越財源が無いため実質収支は同額の1億6,974万6,905円となっております。

また、企業会計の決算状況は、収益的収支におきましては、収入3億9,150万7,746円に対しまして、支出3億6,924万9,164円で、差し引き2,225万8,582円となっております。

次に、資本的収支におきましては、収入1億505万円に対しまして、支出1億9,212万8,090円で、8,707万8,090円不足しております。不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額840万1,539円、減債積立金取崩額1,324万6千円、過年度分損益勘定留保資金6,543万551円で補填しております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明をさせますので、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく、お願いいたします。

○議長（竹内一則） 監査委員より、地方自治法第233条第3項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第241条第5項の規定に基づく資金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第30条第6項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（岡田包） はい、議長

○議長（竹内一則） 岡田代表監査委員

○代表監査委員（岡田包） それでは、平成30年度の決算審査意見書につきましては、議員

の皆様のお手許に、既にお配りをさせていただいておりますので、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された、平成30年度伊方町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計における歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況等に関し、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、令和元年7月22日から8月7日にかけて、実質8日間にわたりまして、吉川監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもと、各課の課長及び担当職員の出席を求め、監査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合して内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額が100億8,199万6,413円、歳出総額が91億8,752万1,266円の収支となっておりまして、差し引き8億9,447万5,147円の剰余金が生じておりますが、この中には、翌年度への繰越財源1億4,775万9千円が含まれておりますのでこれを差し引いた実質収支は、7億4,671万6,147円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が97.45%と、前年度に比べ、0.09ポイント上回っております。この主な要因は、平成30年度から四国電力伊方発電所に使用済み核燃料税を新たに課税したことによるものであります。

しかし、依然として、町税及び国保税並びに住宅使用料等の滞納額が、多額になっている状況であることから、今後も税負担の公平性と歳入確保の観点から収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努められたい。

次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、指定管理施設については、指定管理者への適切な指導のもと、指定管理料の削減に向け、より一層の経営努力を望むものであります。

また、実質不用額については、7億707万734円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることの無いよう、適切な予算の執行管理に努められたい。

続きまして、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計以下、10の会計がございます。いずれの会計も、黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、特に、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定並びに公共下水道事業特別会計、小規模下水道事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、一般会計からの多額な繰入により、収支同額の決算となっている状況であります。これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少や、加入率の伸び悩み等により、厳しい経営環境下にありますが、適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものであります。

最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。構造的な経済不況と基

幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。併せて、地方交付税についても段階的な縮減に伴い財政運営は一段と厳しくなるものと思われまます。

つきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

続きまして、水道事業会計でございますが、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町給水条例並びに事業計画に基づいて適切な管理運営がなされております。諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。

決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた 759 万 8,489 円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金 8,334 万 1 千円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は、22.3%になっております。今後も、同様な依存体質が続くものと予想されるところであります。水道事業は、独立採算性での運営を行うのが基本原則であることから、町民のご理解を得て、平成 30 年度から水道料金の引き上げ等により、経営努力を行っておりますが、水道事業を取り巻く環境は、人口の減少に伴う使用料の落ち込みをはじめ、水道施設の老朽化による継続的な施設整備に係る投資的経費の増大が相まって、大変厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き、経営基盤の改善を図るとともに、長期的な展望に立った効率的な運営に努められるよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

むすびに平成 30 年度の審査を通おしてでございますが、補助金等の交付事務については、今後の財政見通しを十分考え、公益性や時代のニーズを的確に把握、分析し、前年度踏襲を是とせず補助金等の支出の適否についても十分検討していただきたい。

次に、職員の方々は、すでにご理解をされているとは思いますが、念のため申し添えておきます。地方自治法第 2 条第 14 項に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと 謳われております。また、【いつまでも あると思うな 親と金】のことわざもございりますが、どうか、これらのことを十分認識して、日々の業務を生かしていただくことをお願いいたしまして、審査意見の補足といたします。

**○議長（竹内一則）** お諮りいたします。この決算認定につきましては、慣例により議員全員協議会において審査したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、議員全員協議会で審査することといたします。

なお、議員全員協議会は、9 月 25 日水曜日、午前 10 時から全員協議会室において開催いたします。

## 散会宣告

○議長（竹内一則） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。20日から24日は、休会。25日は、午前10時から議員全員協議会。26日は、休会。27日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（散会時間 13時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員